

江津市告示第14号

江津市広報媒体への有料広告の掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、江津市広報紙等の情報発信媒体（以下「広報媒体」という。）への民間企業等の広告（以下「広告」という。）の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 広報媒体に掲載する広告は、次の基本原則に沿ったものでなければならぬ。

- (1) 公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 地域社会や市民生活の発展、繁栄に寄与するものであること。
- (6) 関係法規と社会秩序に反しないものであること。

(掲載基準)

第3条 前条の基本原則に基づく具体的な広報媒体への掲載基準（以下「基準」という。）については、別に定める。

(広告用スペースの売却方法及び売却要件)

第4条 広告を掲載する広報媒体の掲載用スペースの売却方法及び売却用件については、別に定める。

(広告掲載の申し込み)

第5条 広報媒体への広告掲載を希望する者（以下「廣告主」という。）は、市より広告用スペースの売却を受けた業者若しくは団体（以下「廣告業者」という。）に掲載の申し込みを行わなければならない。

2 广告主より広報媒体への掲載希望を受けた廣告業者は、実際に掲載する広告用データを作成し、市担当課に提出しなければならない。

(広告の審査)

第6条 広告の内容等について担当課は、広報媒体への広告掲載依頼があった際、

基準に照らして広告の内容等の審査を行う。

(広告掲載の承認)

第7条 市長は、前条の審査結果を参考として、適當と認める広告については広報媒体への掲載を承認するものとする。

2 先に承認を受けた広告であっても、その後に重大な疑義が発生した場合、市長はその承認を取り消すことができる。

(広告主の責任)

第8条 広告主及び広告業者（以下「広告主等」という。）は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。